

## 南棟第 4 変電室蓄電池修繕仕様書

本修繕は、町田市民病院の南棟屋上第 4 変電室に設置されている UPS 電源装置の蓄電池を交換する。

修繕にあたっては本仕様書及び図面に従い、十分な安全管理のもと施工すること。

### 1. 修繕概要

- (1) 履行場所 町田市旭町 2 丁目 15 番 41 号 町田市民病院
- (2) 修繕内容 蓄電池の交換
- (3) 履行期限 契約締結日から 2018 年 3 月 24 日限り
- (4) 作業項目

- ①既設電池の撤去および処分
- ②新規電池の据付および試運転調整

- (5) 機器仕様 ※既設蓄電池の(株)ジーエス・ユアサ製と同等品以上とする。

機 器 名	シール形制御弁式据置鉛電池
形 式	MSEX300-204 セル
容 量	408V-300Ah/10HR
数 量	204 セル (交換)

※蓄電池には温度センサー (TH) を設けること。

### 2. 施工条件

- (1) 作業日時は休日の 8:30~17:00 を基本とする。詳細は担当職員と調整すること。
- (2) 蓄電池設備整備資格者を 1 名以上配置すること。
- (3) 本調達に必要な消耗品については、すべて受託者の負担とする。
- (4) 蓄電池交換時はメンテナンスバイパス入力に切替操作を行い、蓄電池の交換を実施すること。
- (5) 蓄電池交換後は UPS 側で総合動作試験 (インバータ給電・バイパス給電切替試験停電・復電時のバッテリー充電確認) を実施すること。
- (6) 騒音、振動等を発する作業は打合せをすること。また、施設利用者への騒音、振動等には配慮すること。
- (7) 現場の安全管理並びに施設利用者への安全については十分に注意して作業を行うこと。
- (8) 施設使用上、作業中に騒音等の発生する作業等に制約されることがある。
- (9) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置し、撤去した既設蓄電池は広域認定制度に基づき管理表の提出を行い適正な処理を行うこと。

### 3. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。  
ただし、この場合は変更のないものとする。

### 4. 養生

本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。

### 5. 試運転および運転指導

本装置の据付完了後、工期内に試運転および運転確認を実施する。試運転については、担当職員立会いのもと行う。装置引渡しにかかる費用は請負者が負担する。

### 6. ディーゼル車規制

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること
- (4) 排ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機器を使用すること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

### 7. 保証

本修繕の保障期間は、正式引渡し日より 1 年間とする。引渡し日より 1 年間を生じた故障等は請負者の負担にて、速やかに処置することとする。

### 8. 報告写真

写真を撮影するときは、必要事項を記載した黒板等を被写体とともに写し込むこと。その黒板等には、「委託件名」「撮影年月日」「撮影場所」「撮影方向」のほか、必要に応じ「工種」「作業状況」などを記載すること。

### 9. 支払業務

支払いについては、完了届、検査願（各 2 部）、請求書、及び、完了報告書（記録写真・作業日報・※発生材処理報告書・使用車両報告書）を担当職員に提出し、検査の

合格後に請求に基づき支払いをする。

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）Eまで提出のこと。